平成２４年（フ）第６７７号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目１番地の４　ジュネスダイケン203
破産者　早坂　良子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
石川県能美市徳久町レ84番地１
破産者　永田　哲也
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１４３０号
名古屋市港区入場１丁目1405番地　ニューコーポ入場一番館307号
破産者　箱木　康治
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３１号
名古屋市港区入場１丁目1405番地　ニューコーポ入場一番館307号
破産者　箱木　契子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３５号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷６番地４、開始決定時の住所愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中27番地
破産者　マルコ水産こと　磯部　勝夫
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３７号
愛知県知多郡南知多町大字片名字黒地13番地の13
破産者　磯部　喜平
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６９号
愛知県尾張旭市東栄町１丁目６番地７　カレッジハイム森林103号
破産者　山下　賢造
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２９号
名古屋市千種区上野２丁目４番１号
破産者　神谷　一夫
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６９５号
大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南２番館906号
破産者　榮　　勝広
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０３号
大阪府門真市向島町５－５　吉野邸２階、住民票上の住所京都府亀岡市篠町見晴５丁目５番10号
破産者　家城　博典
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４８号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10―32　エスリード帝塚山404、開始決定時の住所大阪市住吉区帝塚山西２丁目１番20号　帝塚山ガーデンズ201号
破産者　水野　富子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９６号
大阪市淀川区木川東３丁目９番22―302号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目６番20―102号　財形第３新大阪ハイツ
破産者　田中　　博
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６３号
大阪府吹田市山田西４丁目15番８―402号
破産者　久保　敏夫
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８８号
奈良市秋篠新町263番地の１　レインボー秋篠103号
破産者　藤岡　敬剛
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２６号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B36―107号
破産者　椎葉　弘三
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３０号
大阪市平野区瓜破５丁目２番31号　レオパレス21―201号、前住所大阪府藤井寺市小山１丁目１番20号
破産者　山元　　光
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３１号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番47号
破産者　山元　智恵（旧姓庄司）
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５５号
大阪府門真市向島町７番17号　シャルマンＹＴ103号
破産者　南　　勝行
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８７号
兵庫県西宮市今津真砂町１番１―805号
破産者　田中美千世
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部